

支払期日のさらなる延長

< 対象 >

東北地方太平洋沖地震に関連して、3月11日以降、当社供給区域内の災害救助法が適用された地域および隣接地域において被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用いたします。

< 措置内容 >

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、平成23年2月分（3月11日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）は4か月間、3月分は3か月間、4月分は2か月間、5月分は1か月間、それぞれ延長いたします。

ご移転先における支払期日の延長

< 対象 >

東北地方太平洋沖地震に関連して、3月11日以降、当社供給区域内および東北電力株式会社供給区域内の災害救助法が適用された地域および隣接地域において被災されたお客さまが、当社供給区域内で需給契約を新たに締結される場合に、お客さまからのお申し出に応じて適用いたします。

< 措置内容 >

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、平成23年3月分は3か月間、4月分は2か月間、5月分は1か月間、それぞれ延長いたします。

料金および工事費の臨時精算免除

< 対象 >

東北地方太平洋沖地震に関連して、3月11日以降、災害救助法が適用された地域および隣接地域において被災されたお客さまなど、同地震の影響を受けたお客さまからのお申し出に応じて適用いたします。

< 措置内容 >

同地震に起因して、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を行いません。

以 上